

入札説明書

公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記３の（１）に掲げる者の説明を求めることができます。

- 1 公告日 令和８年７月２９日（水）
- 2 契約者 奈良県知事 山下 真
- 3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等
 - （１）契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等
〒６３０－８５０１ 奈良県奈良市登大路町３０番地（奈良県分庁舎６階）
奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課 道路環境向上係
電話：（直通）０７４２－２７－７５１２
 - （２）入札に関する問い合わせ先 （１）に同じ
- 4 競争入札に付する事項
 - （１）業 務 名 中和幹線 包括的道路維持管理業務委託
業務番号 第３６０－委４号
 - （２）業務内容 奈良県が管理する中和幹線（国道１６５号合流点（桜井市慈恩寺）から国道１６５号合流点（香芝市穴虫）までの区間）の高水準な維持管理を実施するため、維持管理に一定の性能確保を条件とした包括的維持管理を行う。指定作業（除草２回/年）を実施するとともに、一定性能（建築限界、標識等の視認、舗装の損傷等）を保つよう、次の維持管理業務（２４時間体制）を行う。
 - （３）履行期間 令和８年１０月１日（予定）から令和１０年１０月３１日
（長期継続契約）
ただし、令和８年１０月１日（予定）から令和８年１０月３１日までは準備期間
- 5 競争入札に参加する者に必要な資格
入札公告第２に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。
 - （１）入札執行日時点において、入札参加資格の制限又は奈良県物品等の契約に係る入札参加停止等措置要領及び奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
 - （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」といいます。）第３０条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

6 予定価格の額

予定価格は、物品購入等に係る入札執行要領第19(1)に基づき、非公表とする。

7 設計図書等の交付等

- (1) 設計図書等及び契約書案は次により閲覧してください。
 - ア 交付期間 令和8年7月29日（水）から令和8年9月25日（金）まで
 - イ 交付方法 電子閲覧によります。
奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課のホームページからダウンロードしてください。
HPアドレス <https://www.pref.nara.lg.jp/n136/p133000.html>
- (2) 設計図書等の閲覧において数字等が不明瞭な場合は、次により設計図書等を閲覧することができます。
 - ア 日時 令和8年7月29日（水）から令和8年9月25日（金）まで
(土・日・祝祭日を除く)の午前10時から午後4時まで
 - イ 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課道路環境向上係
(県庁分庁舎6階)
電話番号 0742-27-7512 (ダイヤルイン)

8 設計図書等に関する質問

- (1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。
 - ア 提出期限 令和8年8月12日（水）の午後4時まで（必着）
 - イ 提出場所 3の(1)に同じ
 - ウ 提出方法 持参により提出してください。郵便及び電送によるものは受けません。
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。
 - ア 閲覧日時 令和8年8月21日（金）
 - イ 閲覧場所 7の(1)に同じ

9 競争入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 申請書は別記様式により作成してください。

(2) 申請書の作成説明会

実施しません。

(3) 申請書の提出

- ア 提出期限 令和8年8月28日（金）午後4時まで（必着）
- イ 提出場所 3の（1）に同じ
- ウ 提出方法 添付書類と一括し、書留郵便又は持参により提出
郵送の場合、封筒に「中和幹線 包括的道路維持管理業務委託に係る
入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。アに示す提出期
限必着。
- エ 提出部数 1部（添付書類とも）

(4) その他

- ア 提出された申請書は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しませ
ん。
- イ 提出された申請書は、返却しません。
- ウ 提出期限の日以降における申請書の差し替え及び再提出は認めません。
- エ 申請書に関する問い合わせ先 3の（1）に同じ

10 入札の日時及び場所

- (1) 入・開札の日時 令和8年9月25日（金） 午後 2時45分
- (2) 入・開札の場所 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県庁分庁舎6階 入札室

11 入札方法等

1 入札方法

- (1) 入札書（様式A1）は、郵便又は投函によるものとし、電送による入札は認めませ
ん。
- (2) 入札書の宛名を奈良県知事としてください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（参考様式）を入札前に提出してくだ
さい。
- (4) 入札書及び入札根拠資料（様式A2）を封筒に入れ、封筒の表に「令和8年9
月25日開札 第360一委4号 中和幹線 包括的道路維持管理業務委託 入札
書在中」と朱書するとともに入札者の住所及び商号又は名称を記載の上、封印等
の処理をしてください。
- (5) 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (6) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金
額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未
満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とし
ますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業
者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を
入札書に記載してください。
- (7) 入札執行回数は2回までとします。1回目の入札（以下「初度入札」といいま
す。）において、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに2回
目の入札（以下「再度入札」といいます。）を行います。

再度入札に参加する場合は、入札書を2枚用意してください。ただし、当該入札に参加しようとするものがない場合は行いません。

なお、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできません。

(8) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、入札辞退届の提出もない場合は、入札書受付締切日時を経過したときをもって、この業務の入札を辞退したものとみなします。

2 郵便入札による入札書等の提出

入札書は、郵便により提出することができます。この場合は、書留郵便とし、入札書及び入札根拠資料は初度入札及び再度入札別に宛名を奈良県知事とした中封筒に入れ、中封筒の表に「令和8年9月25日開札 第360-委4号 中和幹線 包括的道路維持管理業務委託 初度入札書在中」及び「令和8年9月25日開札 第360-委4号 中和幹線 包括的道路維持管理業務委託 再度入札書在中」と朱書するとともに、入札者の商号又は名称を記載の上、封印等の処理をしてください。中封筒は、表封筒に入れ、「令和8年9月25日開札 第360-委4号 中和幹線 包括的道路維持管理業務委託 入札書在中」と朱書するとともに入札者の住所及び商号又は名称を記載し、奈良県知事宛ての親展として令和8年9月24日（木）午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効とします。）に入札公告第4の1の（2）に定める場所に到着するようにしてください。

1 2 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、1 1の1の(7)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

(2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

(3) 再度入札（2回目）の開札で落札者がいない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

1 3 入札の無効

5に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において、奈良県物品等の契約に係る入札参加停止等措置要領及び奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた者等入札時点において5に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

1 4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領及び奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けたとき。

- (2) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (3) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) (4) 及び (5) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(2) から (6) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (8) この契約に係る下請契約等に当たって、(2) から (6) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(7) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 5 契約の解除

契約締結後、契約者について14の(2) から (8) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、14の(2) 、(4) 、(5) 及び(6) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1 6 奈良県公契約条例に関する明示

この契約は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）第2条第2号に規定する特定公契約に該当します。

契約書には、「特定公契約特約条項」を添付します。

この契約の受注者となった者は、奈良県公契約条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号）を遵守し、「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

1 7 その他

その他詳細については、仕様書、特記仕様書および契約書案の通りです。